

# 第4次結城市行政改革大綱・改訂版

## 【行 動 計 画】

平成30年度▶平成32年度



平成30年7月  
茨城県 結城市

# 目 次

---

	No.	頁
第4次結城市行政改革大綱・改訂版 体系図		
第4次結城市行政改革大綱・改訂版【行動計画】について		1
I 自立した財政運営の構造づくり		
（1）行政運営の効率化と公共施設の見直し		
① 事務事業の見直し	1	2
② 番号制度の活用検討	2	2
③ 行政評価の推進	3	3
④ 指定管理者制度の導入の見直し	4	3
⑤ 公共施設等総合管理計画の管理と個別施設計画の策定	5	4
⑥ 業務継続計画の管理	6	4
⑦ 新庁舎整備を踏まえた行政サービスの向上	7	5
（2）自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化		
① みなす課税の実施	8	5
② 特別徴収の推進	9	6
③ 債権の一元管理の検討	10	6
④ 使用料・手数料・負担金の見直し	11	7
⑤ 公営企業会計の健全化の推進	12	7
⑥ ICTの有効活用とペーパーレス化の推進	13	8
（3）効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し		
① 行政組織機構の見直し	14	8
② 外郭団体等の自立促進	15	9
③ 筑西広域市町村圏事務組合の在り方の協議	16	9

---

---

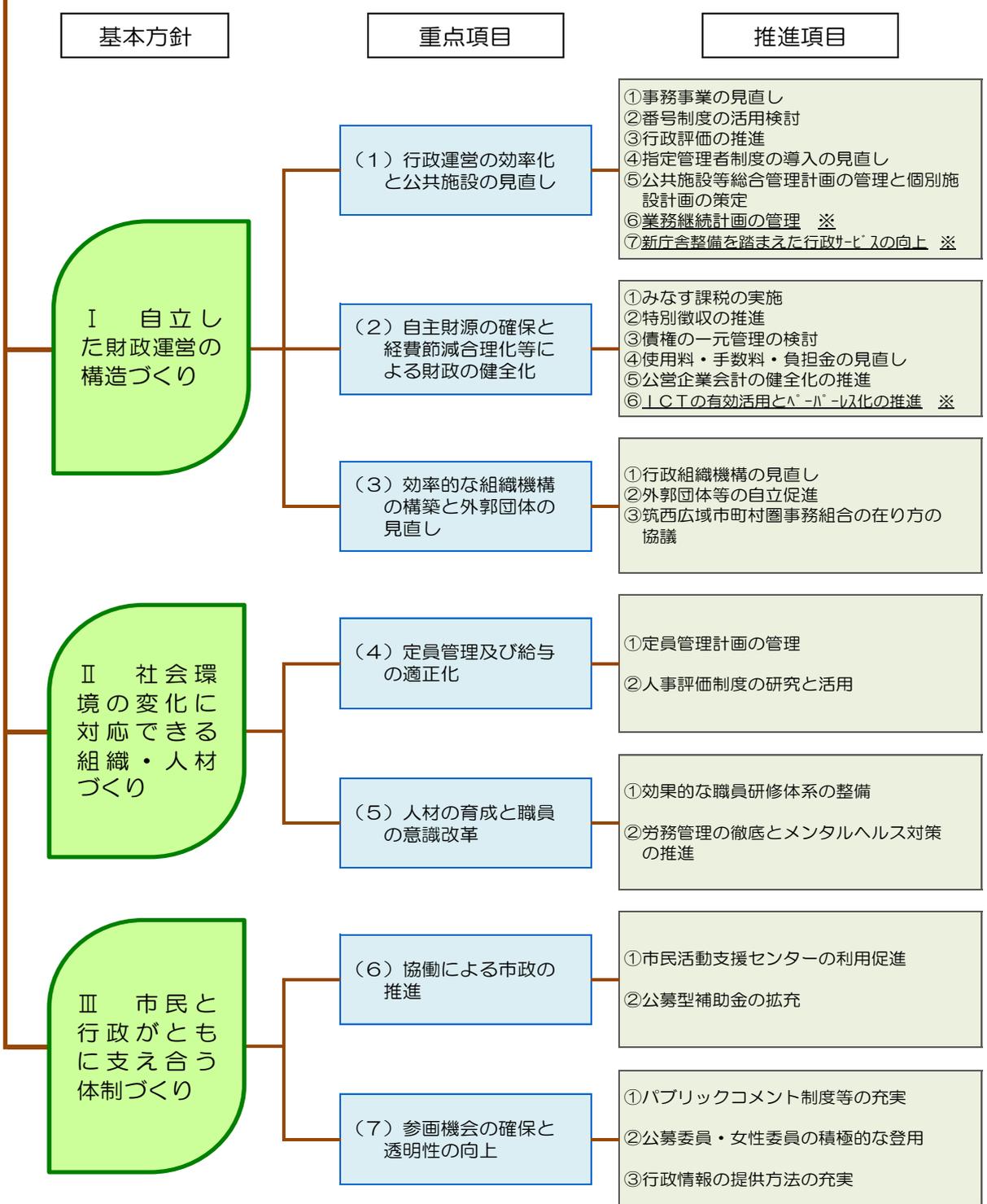
	No.	頁
Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり		
（４）定員管理及び給与の適正化		
① 定員管理計画の管理 .....	17	10
② 人事評価制度の研究と活用 .....	18	11
（５）人材の育成と職員の意識改革		
① 効果的な職員研修体系の整備 .....	19	11
② 労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進 .....	20	12
Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり		
（６）協働による市政の推進		
① 市民活動支援センターの利用促進 .....	21	12
② 公募型補助金の拡充 .....	22	13
（７）参画機会の確保と透明性の向上		
① パブリックコメント制度等の充実 .....	23	13
② 公募委員・女性委員の積極的な登用 .....	24	14
③ 行政情報の提供方法の充実 .....	25	14

---

# 第4次結城市行政改革大綱・改訂版 体系図

基本目標

## 持続可能な行政運営基盤の構築を目指して



※ 第4次結城市行政改革大綱・改訂版から新規で追加された推進項目

## 第4次結城市行政改革大綱・改訂版【行動計画】について

### ●策定の目的

この度【第5次結城市総合計画】の実行を引き続き下支えするものとして、「持続可能な行政運営基盤の構築を目指して」を基本目標として掲げた第4次結城市行政改革大綱・改訂版を策定することとなりました。

大綱の基本的な考え方において、その推進方法については、「大綱に基づき、具体的な取組についてのスケジュールや数値目標を定めた第4次結城市行政改革大綱・改訂版【行動計画】を併せて策定」することとされていることから、【行動計画】を策定するものです。

### ●計画の内容

行動計画は、第4次結城市行政改革大綱・改訂版において定めた具体的な取組内容＝【推進項目】を単位として、計画期間内における具体的な実施内容や最終的な到達目標をとりまとめたものです。

なお、行政改革の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、計画期間中に変更する必要が生じた項目等については、随時見直しを図り、行動計画の内容を修正するものとします。

### ●計画の期間

第4次結城市行政改革大綱・改訂版と同様に、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

なお、本計画では過年度分の実績については、年次計画欄において【実績】として追記をしていきます。

No. 1

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり		担当課
重点項目	(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し		財政課
推進項目	① 事務事業の見直し		企画政策課
取組内容	行政評価を活用して、スクラップアンドビルドによる事務事業の整理合理化を行い、第6次結城市総合計画の策定に合わせて、体系的で分かりやすい予算を作成する。		
年次計画	30年度	・行政評価結果（統合，縮小，廃止）に基づき整理合理化の検討	
	31年度	・行政評価結果（統合，縮小，廃止）に基づき整理合理化の検討	
	32年度	・第6次結城市総合計画の施策体系に合わせた事務事業の整理を行い，計画との比較対照が可能となるよう，新年度の予算編成を行う。	
到達目標	第6次結城市総合計画の施策体系に合わせて予算上の事務事業を整理し，平成33年度予算からの新事務事業体系への移行を目指す。 その後も引き続き整理合理化に努める。		

No. 2

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり		担当課
重点項目	(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し		企画政策課
推進項目	② 番号制度の活用検討		関係各課
取組内容	国県等の動向を見極めながら，関係各課が協調し，住民に分かりやすく，職員が使いやすい番号制度の活用方法を検討する。		
年次計画	30年度	・マイナンバーカードの発行の促進（各種媒体を利用したPR） ・独自利用に関する情報収集及び検討	
	31年度	・マイナンバーカードの発行の促進（各種媒体を利用したPR） ・独自利用に関する情報収集及び検討	
	32年度	・マイナンバーカードの発行の促進（各種媒体を利用したPR） ・独自利用に関する情報収集及び検討	
到達目標	個人情報を保護しつつ，効果的・効率的な活用方法を検討する。		

No. 3

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	企画政策課
推進項目	③ 行政評価の推進	
取組内容	結城市総合計画策定に合わせた施策評価(外部評価)の実施及び事務事業評価を継続する。	
年次計画	30年度	・事務事業評価の実施
	31年度	・事務事業評価の実施 ・第6次結城市総合計画策定に向けた施策評価の実施
	32年度	・事務事業評価の実施 ・第6次結城市総合計画策定に向けた施策評価の実施
到達目標	事務事業評価に基づく客観的な行政評価を継続する。	

No. 4

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	総務課
推進項目	④ 指定管理者制度の導入の見直し	関係各課
取組内容	指定管理者制度を導入している施設について運営方法の検証を行うとともに、制度未導入の施設について導入の適否の検討を行う。	
年次計画	30年度	・指定管理者制度導入施設のモニタリング調査及び効果の検証の実施 ・指定管理者制度の導入見直し調査の実施 ・直営施設の運営方法の検討
	31年度	・指定管理者制度導入施設のモニタリング調査及び効果の検証の実施 ・指定管理者制度の導入見直し調査の実施 ・施設運営方法の方向性を決定
	32年度	・指定管理者制度導入施設のモニタリング調査及び効果の検証の実施 ・指定管理者制度の導入見直し調査の実施 ・決定した施設運営方法に向けて準備
到達目標	施設ごとの最適な運営方法の検証により制度導入を促進するとともに、施設運営の効率化と経営の改善、経費の縮減等を図り、公共施設の有効活用を目指す。	

## No. 5

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	総務課
推進項目	⑤ 公共施設等総合管理計画の管理と個別施設計画の策定	関係各課
取組内容	施設類型ごとのワーキングチームにおいて個別施設計画の策定を推進する。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングチームごとに個別施設計画の記載項目について検討する。</li> <li>・市民や利用者等と公共施設の在り方について合意形成を図る。</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングチームごとに個別施設計画の記載項目について検討する。</li> <li>・市民や利用者等と公共施設の在り方について合意形成を図る。</li> <li>・個別施設計画を随時策定及び公表を行う。</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての類型において個別施設計画の策定及び公表を行う。</li> <li>・個別施設計画の内容を反映した、結城市公共施設等総合管理計画の改訂の準備を行う。</li> </ul>
到達目標	平成32年度までに施設類型ごとに個別施設計画を策定する。	

## No. 6

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	防災安全課
推進項目	⑥ 業務継続計画の管理	関係各課
取組内容	訓練の実施や必要資源について点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成等について計画的に実施する。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政組織の変更，職員の異動等に伴い見直しを行う。</li> <li>・必要資源について点検を行い，災害を想定した訓練等を計画的に実施し，課題や改善点を整理する。</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政組織の変更，職員の異動等に伴い見直しを行う。</li> <li>・必要資源について点検を行い，災害を想定した訓練等を計画的に実施し，課題や改善点を整理する。</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎移転に伴い，訓練計画や必要資源の見直しを行い，計画の改定を行う。</li> </ul>
到達目標	PDCAサイクルにより，業務継続計画の実効性を高め，全庁的な業務継続体制を確立する。	

No. 7

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	総務課
推進項目	⑦ 新庁舎整備を踏まえた行政サービスの向上	関係各課
取組内容	新庁舎開庁後の窓口業務、文書管理、日直業務、電話交換業務等の具体的な検討を重ねる。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行窓口及び保健・福祉サービス窓口の実態調査，課題の抽出，整理を行う。</li> <li>・新庁舎開庁後に実施する文書管理，日直業務，電話交換業務等について検討を行う。</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行窓口及び保健・福祉サービス窓口の体制の方向性を決定する。</li> <li>・新庁舎開庁後に実施する文書管理，日直業務，電話交換業務等について検討を行い，規程等の整備を行う。</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎の窓口の準備及び運営をする。</li> <li>・検討の結果に基づく文書管理，日直業務，電話交換業務等を実施する。</li> </ul>
到達目標	新庁舎へ円滑な業務の移行を行い，新庁舎に証明書発行窓口を設置するなどの業務の効率化及び市民サービスの向上を図る。	

No. 8

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化	税務課
推進項目	① みなす課税の実施	
取組内容	地方税法の規定に基づき，仮換地指定・使用収益開始がなされた土地区画整理地内において，当該換地又は保留地を取得した者をもって所有者とみなし，固定資産税の「みなす課税」を実施する。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成33年度評価替えにおける「みなす課税」の検討（「結城南部第三工区」，「北西部四ツ京地区」）</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成33年度評価替えにおける「みなす課税」の準備</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成33年度評価替えにおける「みなす課税」の準備</li> </ul>
到達目標	土地区画整理事業の進捗状況を勘案しながら，評価替えに併せて「みなす課税」を実施し，固定資産税の増収を図る。（実施検討地区）「結城南部第三工区」，「北西部四ツ京地区」	

No. 9

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化	税務課
推進項目	② 特別徴収の推進	
取組内容	個人住民税の特別徴収を推進し、平成31年度から特別徴収の一斉指定を実施する。	
年次計画	30年度	・平成31年度給与支払報告書（総括表）の送付時に、特別徴収のチラシを同封する。 ホームページに特別徴収の一斉指定についての説明を掲載する。
	31年度	・特別徴収の一斉指定を実施する。
	32年度	・継続実施
到達目標	平成31年度から個人住民税の特別徴収の一斉指定を実施する。	

No. 10

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化	収税課
推進項目	③ 債権の一元管理の検討	関係各課
取組内容	債権を公平・公正に取り扱うための手法について、研究及び検討を行う。	
年次計画	30年度	・租税と公課の滞納処分を一体で行うための課題を洗い出し、関係法令や手法の検討を行う。（後期高齢者医療保険料、介護保険料をモデルケースとして検討）
	31年度	・所管課（保険年金課、介護保険課）における現年催告までの手法を確立させ、滞納処分について収税課で取扱いを行う。
	32年度	・後期高齢者医療保険料・介護保険料以外の強制徴収権のある公課について、各所管課と協議・検討を行い、取扱いの拡大を検討する。
到達目標	債権ごとに適した手法を構築し、債権の縮減を図る。	

No. 11

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化	財政課
推進項目	④ 使用料・手数料・負担金の見直し	関係各課
取組内容	使用料及び手数料について受益者負担の原則に則り、対象者と額の検証を行う。また、加盟団体等の負担金についても必要性の検証を行う。	
年次計画	30年度	・消費税率の引上げ予定の平成31年10月までを取組期間として、使用料・手数料の集中的な見直しを実施する。 ・負担金を伴う団体等への新規加入は、原則として認めないものとする。
	31年度	・消費税率の引上げ予定の平成31年10月までを取組期間として、使用料・手数料の集中的な見直しを実施する。 ・負担金を伴う団体等への新規加入は、原則として認めないものとする。
	32年度	・負担金を伴う団体等への新規加入は、原則として認めないものとする。
到達目標	使用料及び手数料については、検証結果に基づき、改定が必要とされたものについて順次改定を行う。また負担金については総額の増加を抑制する。	

No. 12

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化	財政課
推進項目	⑤ 公営企業会計の健全化の推進	関係各課
取組内容	公営企業会計（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の経営戦略の策定を通して経営の健全化を図り、一般会計繰出金のうち、基準外繰出金を縮減する。	
年次計画	30年度	・公共下水道事業及び農業集落排水事業について、経営戦略の策定準備を行う。 ・公共下水道事業の地方公営企業法適用に向けた準備を行う。
	31年度	・公共下水道事業及び農業集落排水事業について、経営戦略の策定を行う。 ・公共下水道事業の地方公営企業法適用を実施する。（H32.4～）
	32年度	・経営戦略に基づき、事業の整理合理化、経営の健全化を図る。
到達目標	公営企業会計に対する一般会計繰出金（基準外繰出金）を縮減する。	

No. 13

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化	総務課
推進項目	⑥ ICTの有効活用とペーパーレス化の推進	関係各課
取組内容	業務におけるICTの有効活用及びペーパーレスの導入の適否について検討を行う。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレスの推進と実績調査を行い、効果を検証する。</li> <li>電子決裁の導入について調査及び検討を行う。</li> <li>保存文書の電子化による文書量削減を検討する。</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレスの推進と実績調査を行い、効果を検証する。</li> <li>電子決裁の導入について調査及び検討を行う。</li> <li>保存文書の電子化による文書量削減を検討する。</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレスの推進と実績調査を行い、効果を検証する。</li> <li>新庁舎での業務に有効なペーパーレス化を推進する。</li> </ul>
到達目標	ICTの活用とペーパーレスの導入により、経費の節減及び業務効率の向上を図る。	

No. 14

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	総務課
推進項目	① 行政組織機構の見直し	
取組内容	国等の動向に注視しながら、市民サービスの向上に資する事務の効率化・スピード化を図るため、行政組織機構の見直しを継続的に実施する。	
年次計画	30年度	行政組織機構の定期的な見直しを実施するとともに、新庁舎移転（平成32年度）を見据え、組織力の強化、機動力の向上及び住民の利便性の向上を図るため、簡素で機能的な行政組織機構を検討する。
	31年度	行政組織機構の定期的な見直しを実施するとともに、新庁舎移転（平成32年度）を見据え、組織力の強化、機動力の向上及び住民の利便性の向上を図るため、簡素で機能的な行政組織機構の見直しを実施する。
	32年度	行政組織機構の定期的な見直しを実施する。
到達目標	簡素で機能的な組織を基本とし、事務処理の効率化・スピード化を図り、行政組織機構のスリム化を実現する。	

No. 15

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	総務課
推進項目	② 外郭団体等の自立促進	関係各課
取組内容	出資法人の運営等に積極的に関与し、自立を促進して補助金等の縮減を図る。(対象団体：市土地開発公社，市社会福祉協議会，市シルバー人材センター，TMO結城，市文化・スポーツ振興事業団及び県看護教育財団)	
年次計画	30年度	・「市出資法人指導監督要項」に基づき，ヒアリングを実施 ・各団体の運営状況及び事業内容の精査，検証とそれに基づく指導
	31年度	・「市出資法人指導監督要項」に基づき，ヒアリングを実施 ・各団体の運営状況及び事業内容の精査，検証とそれに基づく指導
	32年度	・「市出資法人指導監督要項」に基づき，ヒアリングを実施 ・各団体の運営状況及び事業内容の精査，検証とそれに基づく指導
到達目標	各団体と協調しながら事業の見直し・精査を実施し，市が支出している補助金等（委託料含む。）を削減する。	

No. 16

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	企画政策課
推進項目	③ 筑西広域市町村圏事務組合の在り方の協議	
取組内容	構成する筑西市及び桜川市と連携しながら，共同事務処理の本来の目的に立ち返り，広域事務組合の在り方について協議する。	
年次計画	30年度	・事務組合と構成市による事務連絡会議の運営
	31年度	・事務組合と構成市による事務連絡会議の運営
	32年度	・事務組合と構成市による事務連絡会議の運営
到達目標	人口減少社会を見据えた組合運営と分賦金の圧縮を図るため，構成市で協議を進める。	

基本方針	Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目	(4) 定員管理及び給与の適正化	総務課
推進項目	① 定員管理計画の管理	
取組内容	定員管理計画の見直しを行うとともに、会計年度任用職員制度の導入に向け、非常勤職員の洗い出しを行い、必要性について検証する。また、再任用制度を最大限に活用し、組織における再任用職員の適切な運用を図るとともに、定年延長制度にも注視する。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員管理計画に基づいた採用を実施する。</li> <li>・非常勤職員の洗い出しを行い、必要性について検証するとともに、会計年度任用職員制度の制度設計をする。</li> <li>・再任用職員の適正な人員配置を行う。 H29 退職 8 名 (H30～H32) , H30 退職予定 4 名 (H31～H33)</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員管理計画に基づいた採用を実施するとともに、最終年度であるため、計画の検証を行い、次期定員管理計画の策定を検討する。</li> <li>・会計年度任用職員制度の制度設計をする。</li> <li>・再任用職員の適正な人員配置を行う。 H29 退職 8 名 (H30～H32) , H30 退職予定 4 名 (H31～H33) H31 退職予定 8 名 (H32～H35)</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期定員管理計画を策定する。</li> <li>・会計年度任用職員制度に基づいた雇用を実践する。</li> <li>・再任用職員の適正な人員配置を行う。 H29 退職 8 名 (H30～H32) , H30 退職予定 4 名 (H31～H33) H31 退職予定 8 名 (H32～H35) H32 退職予定 7 名 (H33～H36)</li> </ul>
到達目標	次期定員管理計画を策定し、職員の適正な定員管理を行うとともに、会計年度任用職員制度の雇用ルールを作成する。また、再任用制度を最大限活用し、効果的かつ適切な人員配置を行う。	

基本方針	Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目	(4) 定員管理及び給与の適正化	総務課
推進項目	② 人事評価制度の研究と活用	
取組内容	公正かつ客観的な人事評価制度を構築するため、研究と検証を行うとともに、評価結果のバラツキや偏りを解消するため、人事評価に関する研修を実施し、精度の向上を図る。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程及び実施要領に基づく人事評価の実施</li> <li>・ 評価者研修の実施（管理職）</li> <li>・ 評価結果の調整会議の実施</li> <li>・ 評価結果の活用</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程及び実施要領に基づく人事評価の実施</li> <li>・ 評価者研修の実施（管理職）</li> <li>・ 評価結果の調整会議の実施</li> <li>・ 評価結果の活用</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程及び実施要領に基づく人事評価の実施</li> <li>・ 評価者研修の実施（管理職）</li> <li>・ 評価結果の調整会議の実施</li> <li>・ 評価結果の活用</li> </ul>
到達目標	人事評価制度を検証し、評価の精度を上げることにより、評価結果を給与や任用等に活用した適切な人事管理を行う。	

基本方針	Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目	(5) 人材の育成と職員の意識改革	総務課
推進項目	① 効果的な職員研修体系の整備	
取組内容	人材育成基本方針に沿った効果的な研修体系を整備し実施するとともに、市町村アカデミーや自治研修所等で実施する各種講師養成研修を受講することにより、内部講師を養成し、研修の充実を図る。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自研修(階層別研修)の実施・県自治研修所への研修生派遣(内部講師養成を含む。)</li> <li>・ 市町村アカデミー及び国際文化アカデミーへの研修生派遣・小山市合同研修への参加</li> <li>・ 新規採用職員育成OJTの推進(トレーナーの配置)</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階層別研修計画及び内部講師養成計画の策定</li> <li>・ 海外派遣研修(県振興協会)</li> <li>・ 独自研修(階層別研修)の実施・県自治研修所への研修生派遣(内部講師養成を含む。)</li> <li>・ 市町村アカデミー及び国際文化アカデミーへの研修生派遣</li> <li>・ 小山市合同研修への参加</li> <li>・ 新規採用職員育成OJTの推進(トレーナーの配置)</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成基本方針の見直し・独自研修(階層別研修)の実施</li> <li>・ 県自治研修所への研修生派遣(内部講師養成を含む。)</li> <li>・ 市町村アカデミー及び国際文化アカデミーへの研修生派遣</li> <li>・ 小山市合同研修への参加</li> <li>・ 新規採用職員育成OJTの推進(トレーナーの配置)</li> </ul>
到達目標	階層別研修計画及び内部講師養成計画を策定し、研修体系を整備する。 階層別研修：各年度ローリング方式により各階層に見合った研修を実施 内部講師養成：おおむね10年目以上の職員を対象とし各年度3～4人養成	

No. 20

基本方針	Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目	(5) 人材の育成と職員の意識改革	総務課
推進項目	② 労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	
取組内容	産業医によるメンタルヘルス相談，メンタルヘルス研修を今後も継続して実施するとともに，メンタルヘルス不調者の職場復帰プログラムを作成する。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰プログラムの作成検討</li> <li>・産業医によるメンタルヘルス相談の実施</li> <li>・若手職員を対象としたメンタルヘルス研修の実施</li> <li>・ストレスチェックの実施及び高ストレス者のメンタルヘルス相談の実施</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰プログラムの作成検討</li> <li>・産業医によるメンタルヘルス相談の実施</li> <li>・若手職員を対象としたメンタルヘルス研修の実施</li> <li>・ストレスチェックの実施及び高ストレス者のメンタルヘルス相談の実施</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰プログラムの作成</li> <li>・産業医によるメンタルヘルス相談の実施</li> <li>・若手職員を対象としたメンタルヘルス研修の実施</li> <li>・ストレスチェックの実施及び高ストレス者のメンタルヘルス相談の実施</li> </ul>
到達目標	職場のストレス要因の軽減や働きやすい快適な職場づくりを推進し，メンタルヘルス不調の予防と早期発見，早期治療，円滑な職場復帰及び再発予防を目指す。	

No. 21

基本方針	Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目	(6) 協働による市政の推進	市民活動支援センター
推進項目	① 市民活動支援センターの利用促進	
取組内容	市民活動支援センターの運営について，市民が利用しやすい施設を目指し利用の促進を図る。	
年次計画	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から情報収集等を行い，現状の検証と改善を検討 (年間利用者数：平成29年度 3,490人)</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善内容に基づく施設運営の実施</li> <li>・利用者から情報収集等を行い，現状の検証と改善を検討</li> </ul>
	32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善内容に基づく施設運営の実施</li> <li>・利用者から情報収集等を行い，現状の検証と改善を検討</li> </ul>
到達目標	市民の主体性や自主性を活かして現在より更に利用しやすい施設とし，年間利用者の増加を目指す。	

## No. 22

基本方針	Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目	(6) 協働による市政の推進	市民活動支援センター
推進項目	② 公募型補助金の拡充	
取組内容	「協働のまちづくり推進事業補助金」制度の利活用を促進し、公益的な市民活動の活性化を図る。	
年次計画	30年度	・補助金制度及び活用方法の課題の整理
	31年度	・利用者から意見聴取を行い、要項等の見直しを検討 ・既存の市単独補助金からの転換について検討
	32年度	・利用者から意見聴取を行い、要項等の見直しを検討 ・既存の市単独補助金からの転換について検討及び実施
到達目標	市民が利用しやすい制度とするため補助内容の検討を行い、利用団体の増加を図る。 (目標件数：20件)	

## No. 23

基本方針	Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目	(7) 参画機会の確保と透明性の向上	企画政策課
推進項目	① パブリックコメント制度等の充実	
取組内容	市民生活に関わる制度や条例の制定に際し、市の意思決定前に公表し、市民の意見を反映する制度であることを周知する。	
年次計画	30年度	・広報強化等による制度周知・利用促進
	31年度	・広報強化等による制度周知・利用促進
	32年度	・広報強化等による制度周知・利用促進
到達目標	多くの市民から意見を聴取できるよう、各種媒体での周知を強化する。	

## No. 24

基本方針	Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目	(7) 参画機会の確保と透明性の向上	総務課
推進項目	② 公募委員・女性委員の積極的な登用	関係各課
取組内容	審議会等の所管課への公募委員及び女性委員の登用について働きかけを行う。	
年次計画	30年度	・当該年度内に任期満了を迎える審議会等を所管する課所に対し、公募委員及び女性委員の登用について働きかけを行う。
	31年度	・当該年度内に任期満了を迎える審議会等を所管する課所に対し、公募委員及び女性委員の登用について働きかけを行う。
	32年度	・当該年度内に任期満了を迎える審議会等を所管する課所に対し、公募委員及び女性委員の登用について働きかけを行う。
到達目標	「結城市審議会等の在り方に関する基本方針」の中で定める、公募による委員の割合20%、女性委員の割合30%の目標値を達成する。	

## No. 25

基本方針	Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目	(7) 参画機会の確保と透明性の向上	秘書課
推進項目	③ 行政情報の提供方法の充実	
取組内容	市民が真に求める情報を提供するため、情報の収集及び提供の質・量の充実に努める。	
年次計画	30年度	・SNS（フェイスブック、ツイッター）を利用した各課からのタイムリーな情報発信を推進するとともにインスタグラムなどの新たな情報発信手段についても検討する。 ・市政広報全般についての市民ニーズを把握し、紙面づくり等へ反映するため、アンケートなどにより広く市民の意見を聴取する。
	31年度	・SNS（フェイスブック、ツイッター）を利用した各課からのタイムリーな情報発信を推進するとともにインスタグラムなどの新たな情報発信手段についても検討する。 ・市民アンケートの結果を全庁で共有し、市広報全般に反映できるよう広報力を強化する。 ・市ホームページのトップ画面リニューアルに向け、最新の動向・情報を収集する。
	32年度	・SNS（フェイスブック、ツイッター）を利用した各課からのタイムリーな情報発信を推進するとともにインスタグラムなどの新たな情報発信手段についても検討する。 ・市ホームページのトップ画面を見やすさ・探しやすさの向上のためリニューアルを行う。
到達目標	分かりやすく素早い情報発信に努め、市民に親しまれる広報体制の充実に努める。	

#### 第4次結城市行政改革大綱・改訂版 【行動計画】

問合せ先：結城市市長公室総務課行政経営係

〒307-8501 茨城県結城市大字結城 1447 番地

TEL 0296-34-0436(代表) / FAX 0296-32-5917

市ホームページアドレス <http://www.city.yuki.lg.jp/>



第4次結城市行政改革大綱・改訂版  
【行動計画】